

みんなの力で平和憲法守りましょう

「町田南地域九条の会」にご参加を

私たち国民が生きていく上で、とても大切な憲法が、今、大きく変えられようとしています。どれが、どのように、変えられようとしているのでしょうか。それは、主に、次の4つです。

1. 憲法の基本となる前文から「戦争をしない決意」を取り除き、戦争を可能にする条文と合致させることです。
2. 戦力不保持と交戦権の否認を定めた九条2項を削除して、戦力の保持と交戦権を認めることです。
3. 「国民の権利」よりも「国家の利益」を優先して、国の仕組み（国家体制）を戦争ができる状態に持って行くことです。
4. さらに、戦争をする上での国家体制をより強めるために、憲法改正の条件を緩和して、以後も憲法を変えやすくすることです。

そして、この九条は、戦争を否定し、平和に生きることを世界に約束した意味を持っていますから、かつて日本が侵略した国とも仲良くしてこれました。さらに、近年になって、「世界から戦争をなくすために、日本の九条を見習おうではないか」という声が、いろいろな国やいろいろな国際会議の中で出てきました。

人類の歴史は、特に20世紀に入ってから、戦争を繰り返すたびに、どうしたら戦争をなくすことができるかを考え、そのための様々な方法を生み出し、進歩してきました。世界中の国々が参加している国際連合も、その一つです。その国際連合の話合いの中でも、日本の九条の価値が認められてきたのです。そうしたときに、この素晴らしい憲法を変える必要が、一体どこにあるのでしょうか。

国と国の争いは、戦争以外の方法で解決しようと、世界の人々が努力しています。その努力を促す平和憲法を九条の会に入って守り、世界のすみずみにまで光り輝かせようではありませんか。

日本は戦後60年間、ただの一度も、海外で武力を行使しませんでした。憲法九条があるからで、この九条が戦争参加の歯止めになってきました。

2005年11月 よびかけ人一同

よびかけ人

- 鶴養 孝 全日本金属情報機器労組神奈川地本書記長
- 鬼塚希代仁 元目黒区職労副委員長
- 川崎新三郎 元教師
- 古波倉正偉 弁護士
- 齊藤 謙 元大学教授
- 実川廣司 品川区職労退職者会副会長
- 鈴木源四郎 町田生活と健康を守る会理事
- 鈴木 梢 中学校教師
- 鈴木弘子 主婦
- 田口二郎 新日本スポーツ連盟全国卓球競技会理事
- 谷澤和夫 社民党前町田市議
- 中里龍夫 神奈川北中央医療生協理事長
- 中島剛二 元東京都庁職労組副委員長
- 橋本 卓 元川崎大師病院院長
- 橋本 堯 和光大学教授
- 藤田ヨシエ 元教師
- 細野龍子 共産党町田市議
- 柳田清太郎 町田生活と健康を守る会理事
- 山本典人 教育研究者
- 吉川理人 元教師
- 吉澤利雄 町田公営住宅協議会事務局長
- 吉本明子 主婦

※ 町田南地域九条の会は個人加盟です。年会費は500円、高校生以下は0円です。

アピールを出した O氏のプロフィール

井上ひさし



1934年生まれ。
劇作、小説の両方で活躍。日本ペンクラブ会長。

梅原 猛



1925年生まれ。
古代史や万葉集の研究から築いた「梅原日本学」で著名。

大江健三郎



1935年生まれ。
核時代や民衆の歴史を想像力を駆使して小説で描いてきた。ノーベル文学賞受賞で著名。

奥平 康弘



1925年生まれ。
「表現の自由」研究の第一人者。東京大学名誉教授。

小田 実



1932年生まれ。
ベトナム反戦などで活躍。地元・兵庫で震災被災者の個人補償求め運動。

加藤 周一



1919年生まれ。
東西文化に通じた旺盛な評論活動を展開。医師でもある。

澤地 久枝



1930年生まれ。
戦争による女性の悲劇を次々発掘。エッセーも。

鶴見 俊輔



1922年生まれ。
『思想の科学』を主導。日常性に依拠した柔軟な思想を展開。

三木 睦子



1917年生まれ。
故三木武夫元首相夫人。アジア婦人友好会会長を務めるなど国際交流活動で活躍。

記者会見での各氏の発言（要旨）

敵は九条にあり

奥平康弘

この会のターゲットは九条一本に絞って、改定に対する反対の声をあげていくというものです。このところ「憲法改正問題」という言葉、あるいは言い方がまかり通っているうちに、だんだん九条以外のところに問題が拡散されてきて、九条改定という争点がぼやけてきています。それは改定を行使し

ネットワークを作りたい

加藤周一

二つありまして、まず第1点は、私たちは憲法一般の問題を議論するのでなく、日本国憲法の改定、ことに九条の改定にわれわれの関心は集中して、そのために作った会であり、そのために作ったアピールです。第2点は、九条の問題に関してわれわれは危機感があり、黙って見ていることができないということがあります。そしてわれわれにできることは何かと言えば、九条を護ろうという人たちの運動がいろいろとあり、小さな会もあれば大きな会もあるのですが、その人たちの横の運動がほとんどないのですね。（中略）そういう意味で、お互いの横の連絡、ネットワークを作りたい。そのためにできることをしたいというのが趣旨です。（以下略）

今こそ旬の憲法

小田 実

ようとする人たちのさまざまな思想の結果としてそうなってきた。中略）したがって、「敵は九条にあり」ということに焦点を合わせながらも、しかしながら向こう方はそれをぼやかすような、ぼやかし方が持っているさまざまな問題も指摘して、さらに九条が争点だということを浮かび上がらせていく必要があると思います。（以下略）

土井たか子さんとの対談集に出たんです。そのときの題名が「今でも旬の憲法」でした。私は大変違和感を持ちました。「今こそ旬の憲法」だと。いま全世界で、武力を使ったらだめだということがはっきりしてきたんです。そうすると憲法が持っている平和主義、その理念は九条だけと、それが正しいことが証明されてきているわけです。だから今までが旬でなく「今こそ旬」なんです。（中略）

日本国憲法というのは言ってみれば世界平和宣言なんです。日本国憲法に世界平和宣言としての価値が今出てきたんです。それを大いに使うべきなんです。（中略）そういうことを何もしないで、ただ「護憲、護憲」と言っているもダメなんです。（以下略）



町田南地域九条の会Q&A

町田南地域 九条の会会則

1. 名称 町田南地域九条の会(以下会)といたします。
2. 目的 憲法九条をはじめとする日本国憲法を精神を生かし、みんなが平和に暮らせるようにします。
3. 会員 会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができます。
4. 主な活動 学習会、講演会、憲法を守るための各種集い、他の「九条の会」や「憲法を守る会」との交流や協力、ニュースの発行と配布、ホームページの開設と活用、九条の支持または改悪反対署名など、九条を守る上で有益な活動に取り組みます。
5. 運営
 - (1) 総会 会員の出席による総会を最低年1回開催し、活動の総括と今後の取り組みについての検討や会計報告の承認などを行います。また、必要に応じて会員の集いを開きます。
 - (2) 世話人会 日常の運営は世話人会が行います。世話人会は複数の世話人代表と1人の会計を選出します。
 - (3) 事務局 世話人会の下に事務局を置き、世話人会の活動を補佐します。事務局は事務局長と複数の事務局員で構成します。
 - (4) 会計監査 会計監査を会員の中から2名選びます。
 - (5) 任期 それぞれの任期は総会から総会までとしますが、再任を妨げるものではありません。
6. 財政 入会金、年会費、募金、その他事業収入とします。会計年度は1月からその年の12月とします。
 - (1) 入会金 入会時にその年の会費として500円を納めていただきます。
 - (2) 会費 年500円。毎年1月に納めていただきます。ただし、高校生以下は、入会金、年会費とも0円とします。

「賛同する会」をつくる。
(それは「九条の会〇〇県」、あるいは「〇〇九条の会」、あるいは「〇〇者九条の会」のような名称がベターだと思います)

(2) 7月24日の講演会の記録のビデオやブックレット、「九条の会」のポスターなどを全国に広げ、活用する。

(3) 大小さまざまな講演会、学習会などをひろく、です。

町田南地域とは、高ヶ坂以南をさしますが、厳密な区分けはありません。南地域とのつながりで、他の人も入っています。

加入方式は憲法「改正」は最終的にひとり一人の判断を求められることもあり、個人加盟とします。九条をはじめとする平和憲法を守りたいとお考えの方なら、ぜひご加入をお願いいたします。思想・信条・支持政党・立場等の違いは問いません。

「町田南地域九条の会」の会員になると、どんなことをするのですか。

どんな活動もいっさいの強制はなく、又、なにかをしなければならないという義務もありません。ご家族、ご友人、学園や、できれば職場などで、平和と憲法九条を守る大切さを話し合っていたり、大切に、まず、一番大切なことだと思っ

宣伝とは、九条の守り手をたくさんつくることです。そのため、ニュースやホームページを積極的に活用していきます。また、学習会や講演会、様々な催し物の中で九条の大切さを訴えていきます。

その上で、憲法を守るためにもっと積極的に活動をしたと考えるおられる会員の方々が、ご自分の意思や希望に合った形で活動ができるようにしていきたいと考えています。

そのために、会が行う諸活動については、会員の皆様のご意見、ご要望をもとに計画して、自主的に参加しやすいようにしていきます。

ネットワークとは横につながるとい意味で、全国各地の「九条の会」が、憲法九条を守る大きな運動の輪で結ばれることです。町田市内の九条の会が共同しているいろいろな行事に取り組めることも、ネットワークがあるからです。

ネットワークに参加するということとは、

ネットワークとは横につながるとい意味で、全国各地の「九条の会」が、憲法九条を守る大きな運動の輪で結ばれることです。町田市内の九条の会が共同しているいろいろな行事に取り組めることも、ネットワークがあるからです。

「九条の会」とはどのようなものですか？

「九条の会」は、井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の九氏が立ち上げた会で、思想・信条・立場などの違いを超え、九条改憲を許さないという一点で共同する運動です。

現在、改憲派のターゲットとなっている九条の改憲に反対する各地・各領域での諸運動のネットワークの結び目となり、「九条の会」は思っています。

「九条の会」の活動方針を教えてください。

活動方針については、(昨年の)7月24日の結成記念講演会で「3つの提案」を発表しました。

(1) 各地・各分野で「アピール

以上は「九条の会」の文書「九条の会Q&A」からの抜粋です。

「町田南地域九条の会」は、この「九条の会」のアピールに、九条を守る運動のネットワークに参加します。

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を超える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を実際上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしてしまっています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことでしかありません。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合

いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすえることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

井上ひさし 梅原 猛 奥平康弘 大江健三郎
小田実加藤周一 澤地久枝 鶴見俊輔 三木睦子

(05年6月10日、井上ひさし氏ら著名氏9氏が記者会見して発表したアピールの全文です。)